

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限の協力依頼について

本日、兵庫県は、新型コロナウイルスに関する緊急事態措置実施区域に追加されました。年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、医療体制も非常に厳しい状況となっています。

県では、これ以上の感染拡大を防止するため、国の方針を踏まえ、下記の通り、施設の使用制限についてご協力を依頼します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

施設の種類の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> 運動施設、遊技場 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 集会場又は公会堂、展示場 等 博物館、美術館または図書館 等 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで 人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率要件50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること
<ul style="list-style-type: none"> 遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く) 物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

[兵庫県 感染防止対策宣言ポスター](#) で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

2 実施期間

令和3年1月14日(木)から2月7日(日)まで

3 要請対象地域

兵庫県全域

お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 8 4 4

受付時間：平日 午前9時～午後5時

◆県ホームページ [兵庫県 施設使用制限 働きかけ](#) で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html